

別添6-2

原料混合肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

(1)と畜場(いのししを解体処理する獣肉処理施設を含む。)及びカット場等

別添3-2 の1の(1)及び(2)の要件又は別添4-2の1の(1)及び(2)の要件を満たすこと。

(2) 食鳥処理場又は家きんカット場等

ア 家きんカット場等は、別添5-2の1の要件を満たすこと。

イ 原料混合肉骨粉の製造に用いる家きんに由来する副産物(以下「家きん原料」という。)の出荷に当たっては、家きん原料以外が混入していないことをエの確認責任者が確認した上で、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されること。

ウ 家きん原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。

なお、家きん原料を入れる容器は、家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。

また、家きん原料と家きん原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、家きん原料以外の血液等動物由来たん白質が混入しないよう蓋をした容器を用いること。

エ アからウまでの要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されていることを確認すること。

(3) 豚(いのししを含む。以下同じ。）・馬・家きん共用カット場等

ア と畜場等から輸送される豚の枝肉又は枝肉以外の可食部(頭部、足部、骨及び内臓をいう。)は、豚の枝肉又は枝肉以外の可食部(以下「枝肉等」という。)のみを輸送容器に入れて輸送されたものであること。豚の枝肉等の輸送容器は、専用容器を用いるか、豚の枝肉等を輸送する前に洗浄を行い、輸送容器内に付着した豚以外の血液等を十分に落とした容器を用いること。

なお、カット場等から輸送されるカット等された豚肉等(骨を含む。以下「豚カット肉等」という。)は、豚カット肉等の工程が全ての段階において壁等で仕切られた施設から製造されたものであり、豚カット肉等のみを専用容器に入れて輸送されたものであること。

イ と畜場等から輸送される馬の枝肉又は枝肉以外の可食部(頭部、足部、骨及び内臓をいう。)は、馬の枝肉又は枝肉以外の可食部(以下「枝肉等」という。)のみを輸送容器に入れて輸送されたものであること。馬の枝肉等の輸送容器は、専用容器を用いるか、馬の枝肉等を輸送する前に洗浄を行い、輸送容器内に付着した馬以外の血液等を十分に落とした容器を用いること。

なお、カット場等から輸送されるカット等された馬肉等(骨を含む。以下「馬カット肉等」という。)は、馬カット肉等の工程が全ての段階において壁等で仕切られた施設から製造されたものであり、馬カット肉等のみを専用容器に入れて輸送されたものであること。

ウ 食鳥処理場又は家きんカット場等から輸送されるカット等された家きん肉等(骨を含む。以下「家きんカット肉等」という。)は、家きん専門の施設から製造されたものであり、家きんカット肉等のみを専用容器に入れて輸送されたものであること。

エ 豚の枝肉等若しくは豚カット肉等、馬の枝肉等若しくは馬カット肉等又は家きんカット肉等の保管から原料混合肉骨粉の原料となる副産物が生じるカット等の工程までは、豚の枝肉等及び豚カット肉等、馬の枝肉等及び馬のカット肉等並びに家きんカット肉等以外の動物のカット肉等を扱う工程と壁で仕切る等、混入防止区域を設定すること。

カット等の工程の作業に当たっては、豚、馬及び家きん専用の器具を用いること。

- オ 原料混合肉骨粉の原料となる豚に由来する副産物(以下「豚原料」という。)、馬に由来する副産物(以下「馬原料」という。)及び家きん原料は、各々、豚、馬又は家きん専用の保管容器に分別して保存するとともに、豚原料、馬原料又は家きん原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。
- カ 混入防止区域の作業は、豚、馬及び家きん専用の作業着や靴等を着用した作業員が行うこと。
また、豚、馬及び家きん以外の家畜等を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らないこと。
- キ 豚原料に豚原料以外が、馬原料に馬原料以外が、また、家きん原料に家きん原料以外が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。
- ク 豚原料の出荷に当たっては、豚原料以外が混入していないことを確認責任者が確認した上で、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されていること。
- ケ 馬原料の出荷に当たっては、馬原料以外が混入していないことを確認責任者が確認した上で、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されていること。
- コ 家きん原料の出荷に当たっては、家きん原料以外が混入していないことを確認責任者が確認した上で、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されていること。
- サ 豚原料、馬原料及び家きん原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。
なお、豚原料、馬原料又は家きん原料を入れる容器は、各々、豚原料、馬原料又は家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。
また、豚原料、馬原料及び家きん原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、豚原料、馬原料又は家きん原料以外の血液等動物由来たん白質が混入しないよう蓋をした容器を用いること。
- シ アからサまでの要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。
- ス アからシまでが確実に実施されている豚原料、馬原料又は家きん原料を出荷すること。

(4) 食品加工工場

別添3-2の1の(3)、別添4-2の1の(3)又は別添5-2の2の要件を満たすこと。

2 豚原料、馬原料及び家きん原料の輸送

- (1) 豚原料、馬原料及び家きん原料の輸送に当たっては、各々、豚原料、馬原料又は家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用い、豚原料、馬原料又は家きん原料以外の動物性たん白質等が混入しないように輸送されていること。
- (2) 豚原料、馬原料及び家きん原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、豚原料、馬原料又は家きん原料以外の血液等動物由来たん白質が混入しないように専用の蓋をした容器を用いること。
- (3) 輸送容器には、原料供給管理票が添付されていること。

注 「容器」とは、輸送又は保管のために用いるための容器であって、当該原料が直接接触するもの(パルク車、トランスバック、PP袋、紙袋、輸送管等)をいう。

原料混合肉骨粉等製造業者による混合原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

(1) 豚・馬共用と畜場

ア 豚及び馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の原料とする豚及び馬に由来する副産物(以下「豚・馬原料」という。)は、豚及び馬由来以外の畜産物等の動物質原料と分別されていること。

イ 豚及び馬のと畜から枝肉になるまでの豚・馬原料が排出される処理工程(以下「豚・馬処理工程」という。)は、豚及び馬以外の家畜を処理する工程と壁で仕切る等混入防止対策を施した区域(以下「混入防止区域」という。)を設定すること。

なお、全ての豚・馬処理工程を豚及び馬以外の家畜を処理する工程と壁で仕切る等が困難な場合にあっては、一部の豚・馬処理工程について、壁で仕切る等の混入防止対策を施し、混入防止区域に設定すること。

また、豚・馬処理工程の作業に当たっては、豚及び馬専用の器具を用いること。

ウ 豚・馬原料は、専用の保管容器に保存するとともに、豚・馬原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。

なお、一部の豚・馬処理工程を混入防止区域とした場合にあっては、豚・馬原料に混入防止区域以外から排出される副産物が混入しないよう分別され、保管されていること。

エ 混入防止区域の作業は、豚及び馬専用の作業着や靴等を着用した作業員が行うこと。豚及び馬以外の家畜等を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らないこと。

なお、一部の豚・馬処理工程を混入防止区域とした場合にあっては、豚及び馬の作業員が混入防止区域に立ち入る際に、作業着や靴等を洗浄すること。

オ 豚・馬原料に豚・馬原料以外が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。

カ 豚・馬原料の出荷に当たっては、豚・馬原料以外が混入していないことをクの確認責任者が確認した上で、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されること。

キ 豚・馬原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。なお、豚・馬原料を入れる容器は、豚・馬原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。豚・馬原料と豚・馬原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、豚・馬原料以外の動物由来たん白質が混入しないよう蓋をした容器を用いること。

ク アからキまでの要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。

ケ アからクまでが確実に実施されている豚原料を出荷すること。

(2) 豚(いのししを含む。以下同じ。)・馬・家さん共用カット場等

ア と畜場等から輸送される豚及び馬の枝肉又は枝肉以外の可食部(頭部、足部、骨及び内臓をいう。)は、豚及び馬の枝肉又は枝肉以外の可食部(以下「枝肉等」という。)のみを輸送容器に入れて輸送されたものであること。豚及び馬の枝肉等の輸送容器は、専用容器を用いるか、豚及び馬の枝肉等を輸送する前に洗浄を行い、輸送容器内に付着した豚及び馬以外の血液等を十分に落とした容器を用いること。

なお、食鳥処理場、カット場等から輸送されるカット等された豚肉、馬肉及び家さん肉等(骨を含む。以下「豚・馬・家さんカット肉等」という。)は、豚・馬・家さんカット肉等の工程が全ての段階において壁等で仕切られた施設から製造されたものであり、豚・馬・家さんカット肉等のみを専用容器に入れて輸送されたものであること。

イ 豚及び馬の枝肉等並びに豚・馬・家さんカット肉等の保管から原料混合肉骨粉の原料となる副産物が生じるカット等の工程までは、豚及び馬の枝肉等並びに豚・馬・家さんカット肉等以外の動物のカット肉等を扱う工程と壁で仕切る等、混入防止区域を設定すること。

カット等の工程の作業には、豚、馬及び家さん専用の器具を用いること。

ウ 原料混合肉骨粉の原料となる豚、馬及び家きんに由来する副産物(以下「豚・馬・家きん原料」という。)は、専用の保管容器に分別して保存するとともに、豚・馬・家きん原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。

エ 混入防止区域の作業は、豚、馬及び家きん専用の作業着や靴等を着用した作業員が行うこと。

また、豚、馬及び家きん以外の家畜等を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らないこと。

オ 豚・馬・家きん原料に豚・馬・家きん原料以外が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。

カ 豚・馬・家きん原料の出荷に当たっては、豚・馬・家きん原料以外が混入していないことを確認責任者が確認した上で、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されていること。

キ 豚・馬・家きん原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。

なお、豚・馬・家きん原料を入れる容器は、豚・馬・家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。

また、豚・馬・家きん原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、豚・馬・家きん原料以外の血液等動物由来たん白質が混入しないよう蓋をした容器を用いること。

ク アからキまでの要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。

ケ アからクまでが確実に実施されている豚・馬・家きん原料を出荷すること。

(3) 食品加工工場

食品加工工場とは、豚・馬・家きんカット肉等を主たる原材料とする加工食品を製造する食品工場をいう。

ア 豚・馬・家きんカット肉等を主たる原材料とする加工食品の製造過程において発生する残さ(以下「豚・馬・家きん加工食品残さ」という。)は、当該加工食品を製造する工場又は施設において、牛、めん羊、山羊若しくは鹿に由来する肉、骨その他のたん白質を含む食品の取扱いがないこと又は豚・馬・家きん加工食品残さに混入しないよう完全に分離された工程で取り扱われていることが第3により確認されたものを豚・馬・家きん原料とすること。

イ 豚・馬・家きん原料たる豚・馬・家きん加工食品残さは、豚、馬又は家きん由来の肉、骨等を主体(動物質のものがおおむね5割以上)とするものであること。

ウ 豚・馬・家きん原料は、専用の保管容器に保存するとともに、豚・馬・家きん原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。

エ 豚・馬・家きん原料の出荷に当たっては、豚・馬・家きん原料以外が混入していないことを確認した上で、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されること。

オ 豚・馬・家きん原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。なお、豚・馬・家きん原料を入れる容器は、豚・馬・家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。豚・馬・家きん原料と豚・馬・家きん原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、豚・馬・家きん原料以外の血液等動物由来たん白質が混入しないよう蓋をした容器を用いること。

カ アからオまでの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。

キ アからカまでが確実に実施されている豚・馬・家きん原料を出荷すること。

2 豚・馬・家きん原料の輸送

(1) 豚・馬・家きん原料の輸送に当たっては、豚・馬・家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用い、豚・馬・家きん原料以外の動物性たん白質等が混入しないように輸送されていること。

(2) 豚・馬・家きん原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、豚・馬・家きん原料以外の血液等動物由来たん白質が混入しないように専用の蓋をした容器を用いること。

(3) 輸送容器には、原料供給管理票が添付されていること。

注 「容器」とは、輸送又は保管のために用いるための容器であって、当該原料が直接接触するもの(バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋、輸送管等)をいう。